

1 通所介護の自費サービス利用の取扱いについて

支給限度基準額を超えるサービスを提供する際、基準額を超えた分の費用については全額利用者負担となりますが、その場合の取り扱いについては、利用者間の公平および利用者の保護の観点等から、下記基準省令等を遵守し、不適切な利用料の設定等を行わないよう適正な運営に努めてください。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第96条 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、<u>通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p>	<p>同条第2項は、利用者間の公平および利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、介護保険給付の対象となる指定通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。</p>

2 生活相談員の資格要件について

通所介護・介護老人福祉施設・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護

下記の1又は2のいずれかに該当すること

1、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 社会福祉主事

2、これと同等以上の能力を有すると認められる者

- ① 介護福祉士
- ② 介護支援専門員

<参考>

通所介護	生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。
短期入所生活介護	生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。
介護老人福祉施設	生活相談員の資格については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）第5条第2項によること。
特別養護老人ホーム	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力と認められる者でなければならない。

○社会福祉法第19条第1項

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

○社会福祉法施行規則

第一条の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

3 居宅サービスに関する留意事項

通所系サービス関係

(1) 事業所規模の区分

対象事業所においては、前年度（3月を除く）利用実績に基づいて翌年度の事業所規模の区分が決定されることから、毎年度3月に事業所規模の区分に変更がないか確認をする必要があります。

変更になる場合は3月15日までに県へ届出をしなければなりません。

（平成26年3月15日は祝日であるため、提出は平成26年3月12日（金）必着とする。）

○事業所規模の区分については次のとおり(人数は、前年度の一月当たりの平均利用延人員数)

月利用延人員数	通所介護	通所リハ
300人以内	小規模型	通常規模型
301人～750人	通常規模型	
751人～900人	大規模型Ⅰ	
901人以上	大規模型Ⅱ	

- 事業所規模について変更がない場合は、提出不要。
- 運営規定の変更を伴う場合は、併せて変更届の提出が必要。
（勤務表と新旧の運営規程添付）
- 確認を行わないまま、誤った報酬区分により報酬を請求したことが判明した場合には、介護報酬を返還していただくことになります。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・「事業所規模に係る届出書（通所介護又は通所リハビリ）」

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

訪問系サービス関係

(2) 同一建物の減算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション事業所においては、前年度の実績（3月を除く）が1月以上ある事業所については、前年度の1月当たりの同一建物に居住する実利用者の数が月平均30人以上である場合は、減算となることから、事業所は毎年3月に確認をしていた
だき、基準に適合する場合は3月15日までに県へ届出をしなければなりません。

（平成26年3月15日は祝日であるため、提出は平成26年3月12日（金）必着とする。）

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・前年度（3月を除く4月から2月までの11ヶ月）各月の実利用者の実人数をそれぞれ合計し、事業を実施した月数で除した計算の過程が分かるもの（任意の様式で可）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

その他

(3) 中山間地域の小規模事業所加算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援については、中山間地域における小規模事業所加算を算定している事業所については、前年度の1月当たりの平均訪問回数（利用者数）を確認していただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。

	居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	平均延訪問回数が200回以下/月	平均実利用者数が5人以下/月
訪問入浴介護	平均延訪問回数が20回以下/月	平均延訪問回数が5回以下/月
訪問看護	平均延訪問回数が100回以下/月	平均延訪問回数が5回以下/月
福祉用具貸与	平均実利用者数が15人以下/月	平均実利用者数が5人以下/月
居宅介護支援	平均実利用者数が20人以下/月	

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・中山間地域等における小規模事業所加算に伴う事業所規模算定表（参考様式）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

(4) サービス提供体制強化加算

既に算定している事業所においては、毎年度3月に基準に適合しているかどうかの確認をしていただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。

また、4月から新たに算定を行う場合は3月15日までに届出をしなければなりません。

（平成26年3月15日は祝日であるため、提出は平成26年3月12日（金）必着とする。）

- 職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成26年度（3月を除く4月から2月までの11ヶ月間）の平均を用います。
- サービス毎に要件は異なりますので、ご注意ください。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・添付書類については、サービス毎に異なりますので、ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護報酬<介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(5) 介護職員処遇改善加算

平成25年度に加算の算定をした全ての法人（事業者）については、平成26年7月31日（木）までに介護職員処遇改善実績報告の提出が必要です。まだ、提出されていない場合には早急に提出してください。なお、平成25年度の途中で廃止された場合や介護職員処遇改善加算の算定を終了された場合も提出が必要です。

※地域密着型サービス及び長崎市にも事業所をお持ちの法人については、各市町にも実績報告書を提出してください。

4 居宅介護支援事業所に関する留意事項

(1) 特定事業所集中減算

正当な理由なく特定の事業所へ紹介の偏りがあった場合、居宅介護支援費の減算を行うことにより公正中立な居宅介護支援が行われることを目的として、平成18年度4月から居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算が導入されました。

居宅介護支援事業所においては、以下のとおり毎年度2回、各判定期間において作成した居宅サービス計画を対象として、特定事業所集中減算該当の有無について判定いただき、同一事業所によって提供されたものの占める割合が90%を超えている場合には、正当な理由がある旨、県へ報告していただく必要があります。

① 判定期間等

	判定期間	9割を超えた場合の 県への提出期限	減算適用期間
H26 前期	平成26年3月1日～ 平成26年8月31日	平成26年9月12日(金) ※必着×切厳守	平成26年10月1日～ 平成26年3月31日
H26 後期	平成26年9月1日～ 平成27年2月28日	平成27年3月13日(金) ※必着×切厳守	平成27年4月1日～ 平成27年9月30日

② 判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与のいずれかのサービスについて90%を超えた場合に減算となります。

※その他、特定事業所集中減算に係る具体的な取扱い・様式については、以下の県庁ホームページを参照してください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/syutu-gensan/>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護報酬<特定事業所集中減算関係

5 介護予防サービスに関する留意事項

通所系サービス関係

(1) 事業所評価加算

選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものです。

① 評価基準

事業所評価加算の対象事業所は、次の要件を満たす必要があります。

- 運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを行っていること
- 評価対象期間における利用実人員数が10名以上であること。
- 次の算定式を満たすこと。

評価対象期間内に選択サービスを利用した者の数

$$\frac{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数}}{\text{要支援度の維持者数+改善者数} \times 2} \geq 0.6$$

要支援度の維持者数+改善者数×2

$$\frac{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数}}{\text{要支援度の維持者数+改善者数} \times 2} \geq 0.7$$

※詳しくは、平成24年4月版「介護報酬の解釈」単位数表編1008頁～参照

② 手続き

当該加算は長崎県へ事前に届け出ることが必要です。平成27年4月より事業所評価加算の算定を希望する事業所で、且つ現在『事業所評価加算〔申出〕の有無』を「1 なし」で届け出ている事業所については、平成26年10月15日（水）（必着×切厳守）までに提出してください。期限までに提出されなかった場合、平成27年4月からの事業所評価加算は算定不可となります。

➤ 既に「2 あり」で届け出ている事業所や、加算を算定する予定がない事業所は提出不要。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>